

第5号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

雇用保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和３８年蒲郡市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１１項第４号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第１４項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第１１項中「附則別表第１」を「附則別表」に改める。

附則第１４項中「令和７年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第１１項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例第１１条第１１項（第４号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した蒲郡市職員の退職手当に関する条例第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって令和７年４月１日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。